

第5期恵庭市地域福祉計画の策定について

1. 策定(改定)の目的

社会状況が大きく変化する中、人々が暮らしていくうえでの課題は、複雑化・複合化するほか、少子高齢・人口減少社会の到来により、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。

このような中、国では「地域共生社会」という理念が打ち出され、2020(令和2)年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部を修正する法律」が公布され、包括的支援体制の構築等が示されるなど、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、地域に関わる様々な主体が連携しながら包括的な支援を行うことが求められています。

こうした状況の中、本市における包括的な支援体制の計画的な整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、令和7年度(2025年度)までを計画期間とする、現在の「第4期恵庭市地域福祉計画」を改定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」もの。
- ・本市における他の保健福祉に関する計画の上位計画となる。
- ・恵庭市社会福祉協議会が策定する「恵庭市地域福祉実践計画」と連携した計画とするもの。

3. 策定の方針

社会状況の変化や法改正等の動向等を踏まえ、地域生活課題の変化や複合化・複雑化に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するための計画として改定します。

4. 計画期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5か年計画

5. 策定までの主なスケジュール(予定)

- ・計画素案の作成(～10月)
- ・市内3地域での「地域福祉懇談会」開催(10月～11月)
- ・計画案の市議会厚生消防常任委員会報告、社会福祉審議会での審議(12月～翌年1月)
- ・パブリックコメント実施(翌年1月)
- ・計画最終案の市議会厚生消防常任委員会報告、社会福祉審議会での審議(翌年3月)